

# 介護保険だより

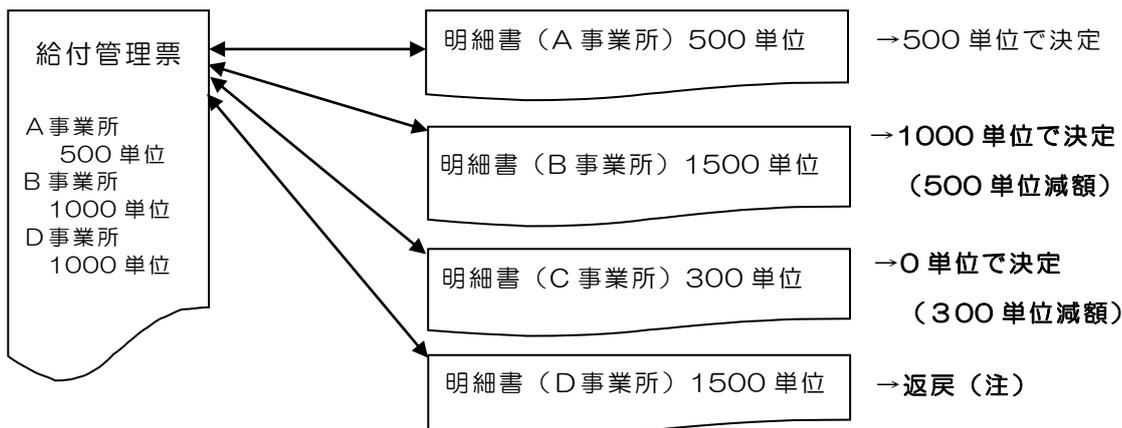
令和3年9月号

群馬県国民健康保険団体連合会

## 給付管理票と請求明細書の突合による支給限度額管理について

国保連合会では、居宅介護支援事業所の給付管理票と居宅介護サービス事業所の請求明細書の突合を行う支給限度額管理を行っていますが、その結果について問い合わせが多く寄せられています。つきましては、以下の内容をご確認ください。

### 1 支給限度額管理のイメージ



注：加算を算定していることにより、減額後の単位数をシステムが判断できない場合

#### 【A 事業所の場合】

給付管理票と請求明細書を突合し、請求明細書の単位数が給付管理票に記載された単位数を超えない場合（あるいは等しい場合）は、請求明細書の単位数のとおり決定します。

#### 【B 事業所の場合】

給付管理票と請求明細書を突合し、請求明細書の単位数が給付管理票に記載された単位数を超える場合は、給付管理票の単位数に合わせて減額します。

#### 【C 事業所の場合】

給付管理票と請求明細書を突合し、給付管理票に記載がない場合は、0単位に減額します。

※ B 及び C 事業所には、介護保険審査増減単位数通知書が送付されます。

#### 【D 事業所の場合】

給付管理票と請求明細書を突合し、請求明細書の単位数が給付管理票に記載された単位数

を超える場合は、給付管理票の単位数に合わせて減額しますが、減額後の単位数をシステムが判断できない場合には、「査定でエラーのあるもの」という事由により返戻となります。

※ D事業所には、請求明細書・給付管理票返戻（保留）一覧表が送付されます。

## 2 D事業所の返戻で「査定でエラーのあるもの」について

上記の事由で返戻となる場合は、以下のようなケースが想定されます。

- (1) 特別地域加算、中山間地域等小規模事業所加算、又は中山間地域等居住者サービス提供加算と、これらの加算の算定対象外である支給限度額管理対象サービスを併せて請求している場合。

【例】サービス種類：訪問介護

特別地域加算と訪問介護初回加算（特別地域加算の算定対象外にあたるサービスで、支給限度額管理の対象）を併せて請求したものが査定対象となる場合

- (2) 特別地域加算、中山間地域等小規模事業所加算、又は中山間地域等居住者サービス提供加算と、これらの加算以外の支給限度額管理対象外サービスを併せて請求している場合。

【例】サービス種類：訪問看護

特別地域加算とターミナルケア加算を併せて請求したものが査定対象となる場合

- (3) 介護職員処遇改善加算を含む請求であり、介護職員処遇改善加算以外の限度額対象外サービスを含んでいる場合。

【例】サービス種類：通所介護

介護職員処遇改善加算と同一建物減算を併せて請求したものが査定対象となる場合

- (4) 査定により、保険請求額が0より小さくなる場合。

- (5) 介護職員等特定処遇改善加算を含む請求をしている場合。

※ ご不明な点等ある場合には、本会から送付された帳票をお手元にご用意の上、お問い合わせください。

### お問い合わせ先

〒371-0846

群馬県前橋市元総社町 335 番地の 8

群馬県市町村会館 2 階

群馬県国民健康保険団体連合会（介護保険課介護保険係）

TEL 027-290-1319（直通）

FAX 027-255-5077

受付時間 8:30 ~ 17:15（12:00 ~ 13:00 を除く）

※17:15 以降はお電話をいただいても繋がらないことがあります。

ホームページ <https://www.gunmakokuho.or.jp>

★群馬県以外の事業所様については、所在都道府県の国保連合会にお問い合わせをお願いします。

インターネット



国保連合会